

## 地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成28年度の地方消費税(社会保障財源化分)の収入額及び充当状況は以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 32,633千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)  
が充てられる社会保障施策に要する経費 625,549千円

(単位:千円)

事業区分名		平成28年度 決算額 A	うち人件費 B	社会保障 施策費 A-B	財源内訳				
					特定財源			一般財源	
					国・県 支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
民生費	社会福祉費	330,122	31,527	298,595	188,266		1,000	109,329	5,703
	老人費	281,914	159	281,755	15,745	300	12,738	252,972	13,197
	児童福祉費	281,483	27,096	254,387	123,296		17,355	113,736	5,933
保健衛生	保健衛生費	179,681	28,223	151,458	1,032	0	914	149,512	7,800
合計		1,073,200	87,005	986,195	328,339	300	32,007	625,549	32,633

※事業区分名は地方財政状況調査の歳出区分による

※各区分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は一般財源の比率に応じて按分